

兵 庫 県 議 会 会 派 役 員 名 簿

令和 7 年 5 月 1 9 日

役 職 会派名	就 任 年 月 日	幹 事 長	副 幹 事 長	政 務 調 査 会 長	政 務 調 査 副 会 長
自 由 民 主 党	令和7年4月22日及び5月16日	谷 口 俊 介	奥 谷 謙 一 松 本 裕 一 伊 藤 栄 介	吉 岡 た け し	橘 秀 太 郎 白 井 か ず や
維 新 の 会	令和7年4月23日及び5月19日	(団 長) 門 隆 志 (幹 事 長) 佐 藤 良 憲	斉 藤 なおひろ 北 村 智	飯 島 義 雄	脇 田 のりかず 長 崎 寛 親
公 明 党	令和 7 年 4 月 1 7 日	(団 長) 岸 本 か ず な お (副 団 長) 伊 藤 勝 正 (幹 事 長) 越 田 浩 矢	島 山 清 史	小 泉 弘 喜	里 見 孝 枝
ひ ょ う ご 県 民 連 合	令和 7 年 4 月 4 日	上 野 英 一	北 上 あきひと	迎 山 志 保	小 西 ひろのり
躍 動 の 会	令和 7 年 4 月 1 日	増 山 誠	—	白 井 たかひろ	—
日 本 共 産 党	令和 7 年 4 月 1 4 日	(団 長) 庄 本 え つ こ	—	久 保 田 けんじ	—

第371回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（予算案件）

- 1 令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第1号）

（条例案件）

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例
- 2 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例
- 3 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 不妊症等に関する支援推進条例

（その他案件）

- 1 兵庫県公立大学法人定款の一部変更
- 2 兵庫県公立大学法人に対する出資
- 3 県立学校電子黒板一式の取得
- 4 二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）請負契約の変更
- 5 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事請負契約の変更
- 6 県営尼崎西昆陽住宅第2期建築工事請負契約の締結
- 7 県営宝塚山本住宅第5期建築工事請負契約の締結
- 8 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事請負契約の締結

（専決処分承認案件）

- 1 和解及び損害賠償額の決定

解禁 ①ラジオ・テレビ・インターネット：5月28日(水) 15：00（知事会見開始後）
②新聞：5月29日(木) 朝刊 **【取扱注意】 今後変動可能性あり**

令和7年度6月補正予算(緊急経済対策) (案)

令和7年5月28日
財務部 財政課

兵庫県 令和7年度6月補正予算（緊急経済対策）全体像

補正予算規模 **92.4** 億円

米国の相互関税措置適用による地域経済への影響が今後懸念される中、国の緊急対応パッケージの決定を受け、事業者の経済活動への支援や、産業競争力の強化を図るために本県が強みを有する製造業等の将来を担う理工系人材等の育成に取り組むとともに、足元の物価高に対応し、県民生活を下支えするため、重点支援地方交付金を活用し、令和7年度6月補正予算（緊急経済対策）を編成
あわせて、国の令和7年度予算の修正成立に伴い高校無償化に関する予算を措置

01 米国関税措置の影響を踏まえた 事業活動・県民生活への支援 50.4 億円

- (1) 影響を受ける事業者への資金繰りを始めとした支援
- (2) 産業競争力強化のための理工系人材等の育成
- (3) 国の電気・ガス料金支援に呼応した光熱費高騰影響の緩和
- (4) 物価高騰影響の緩和

02 高校無償化への対応 42.0 億円

施策体系別事業一覧

（単位：百万円）

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		通常補助	重点交付金			
1 米国関税措置の影響を踏まえた事業活動・県民生活への支援	5,043	0	5,043	0	0	0
(1) 影響を受ける事業者への資金繰りを始めとした支援	484	0	484	0	0	0
中小企業制度融資の要件緩和	既定の融資枠で対応					
中小企業における経営改善・成長力強化への支援	400	0	400	0	0	0
NEXTじばさん推進プロジェクト	48	0	48	0	0	0
中小企業海外展開総合支援	19	0	19	0	0	0
ものづくり・DX専門家派遣	6	0	6	0	0	0
価格転嫁円滑化伴走支援	5	0	5	0	0	0
農林水産物の販路開拓支援（海外展開・国内展開）	6	0	6	0	0	0
(2) 産業競争力強化のための理工系人材等の育成	1,105	0	1,105	0	0	0
公共職業能力開発施設の機能強化	78	0	78	0	0	0
県立農業大学校・森林大学校への設備導入	27	0	27	0	0	0
県立学校への産業教育設備導入	1,000	0	1,000	0	0	0
(3) 国の電気・ガス料金支援に呼応した光熱費高騰影響の緩和	675	0	675	0	0	0
LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減	418	0	418	0	0	0
特別高圧電力を利用する中小企業等への支援	238	0	238	0	0	0
地場産業等LPガス価格高騰対策	19	0	19	0	0	0
(4) 物価高騰影響の緩和	2,779	0	2,779	0	0	0
ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」第4弾の追加	2,779	0	2,779	0	0	0
2 高校無償化への対応	4,198	4,156	0	0	0	42
高校生等臨時支援金	4,132	4,132	0	0	0	0
高等学校等学び直し支援金	3	3	0	0	0	0
高校生等奨学給付金	63	21	0	0	0	42
合計	9,241	4,156	5,043	0	0	42

米国関税措置対策パッケージ

今後懸念される影響に備えるため、中長期的な視点も踏まえ、独自の中小企業等への支援策を先行実施

米国関税措置対策パッケージ（新規・拡充分）

短期的な視点

対応方針：

- ①企業の不安緩和、関係機関・団体間の連携や協力体制の構築
- ②経済変動の影響を特に受けやすい中小企業の資金繰り支援

体制整備

- ・総合相談窓口の設置
- ・経済対策会議の設置

資金繰り支援

- ・中小企業融資制度の要件緩和

中・長期的な視点

対応方針：

- ①売上の維持・拡大による収益の確保
- ②長引く物価高騰への対策

収益確保

- ・地場産業の海外展開支援
- ・販路開拓等の国内外展開支援
- ・価格転嫁の円滑化

物価・光熱費 高騰対策

- ・物価高騰影響の緩和（家計応援キャンペーンの拡充）
- ・光熱費の負担軽減

対応方針：

- ①経済環境の変化にも対応できるよう強靱化・構造改善
- ②技術高度化等に応じた人材育成

構造改革

- ・ものづくりDXの推進
- ・中小企業融資制度（伴走支援）の強化

産業人材の育成

- ・産業競争力強化のための理工系人材等の育成（公共職業能力開発施設、農業・森林大学校、県立学校）

米国の関税措置への対応（体制整備）

米国関税の引き上げによる事業活動へのマイナス影響を不安視する声に対して、**資金繰り等の問い合わせ・業種ごとの専門的な相談に対応できるよう、相談窓口を設置**

■中小企業向け総合相談窓口の設置（R7.4.4）

- ・ **場 所** ひょうご産業活性化センター「兵庫県よろず支援拠点」内
- ・ **受付時間** 9:00～17:00（祝日を除く月～金）

■専門相談窓口の設置

- 相談内容に応じてそれぞれ対応拠点を設定
- 県HPで窓口情報を掲載

区 分	対応拠点
海外のビジネス展開	ひょうご海外ビジネスセンター内
新たな取引先の開拓	ひょうご産業活性化センター内
生産性の向上	ものづくり支援センター内
資金繰り支援	兵庫県信用保証協会 各支所等 兵庫県地域経済課内

兵庫県経済に影響を及ぼす可能性のある**米国の関税措置に対して**、関係機関・団体等と連携しながら、全庁をあげて**迅速かつ的確に対応**

■「米国の関税措置に係る兵庫県経済対策会議」の設置

- 経済への影響把握や、県内企業等に対する支援のあり方を検討するため、対策会議を開催（R7.5.8）
- ・ **構成員** 経済団体、地場産業・農業団体、労使団体、金融、国、県



影響を受ける事業者への資金繰りを始めとした支援

■中小企業制度融資の要件緩和

- 県内中小企業者への資金繰り支援として、通常の「経営円滑化貸付」において、新たに「**経営円滑化貸付(米国関税措置対策)**」を創設し、**貸付要件の緩和**等を実施（5/16～）

- ・ 売上減少要件の緩和（売上減少比較期間の短縮：**3ヶ月→1ヶ月**）

	経営円滑化貸付 [通常分]	経営円滑化貸付 [米国関税措置対策]
対象者	最近3カ月間の売上高が前年同期比5%以上減少	米国の関税措置の影響により、 最近1カ月間 の売上高が前年同期比5%以上減少
資金使途	運転（借り換えにも利用可※）	運転（借り換えにも利用可※）
利率	1.45%	1.45%
貸付限度額	1億円	1億円
貸付要件	10年以内（据置2年以内）	10年以内（据置2年以内）

※ 既存の兵庫県中小企業融資制度または保証協会の保証付き融資からの借り換えに限る

■中小企業における経営改善・成長力強化への支援：4億円

➤ 米国関税措置に伴い影響を受ける中小企業等に対し、必要な構造改善を促すため、事業者の経営状況を熟知した地域金融機関による継続的な伴走支援を促進

- ・ **事業内容** 県制度融資において、**金融機関等の伴走支援を条件とする資金**に対して**保証料を補助**
- ・ **対 象** 米国の関税措置による影響を受けた、又は受ける見込みである中小企業等
※補正予算成立以降の融資実行分に限る
- ・ **対象資金** ①経営力強化貸付（金融機関等による伴走支援が条件）
②協調支援型特別貸付（1割以上のプロパー融資の同時実行又は金融機関による伴走支援が条件）
- ・ **補 助 率** 1 / 4
- ・ **融資限度額** 3,000万円（補助の対象となる融資の限度額）
- ・ **融資実行** 想定額：260億円（①②計）

[参考：保証料率等]

区 分	融資要件	金利	保証料率（主な場合）			
			既 存		県補助	補助後（概算）
			ベース	国補助		
①経営力強化貸付	金融機関等の伴走支援	1.45%	0.45%～ 1.75%	—	1/4	0.34%～1.32%
②協調支援型特別貸付	下記のいずれか ア 1割以上のプロパー融資を同時実行 イ 金融機関の伴走支援	1.95%	0.45%～ 1.90%	ア 1/2 イ 1/4		ア 0.12%～0.48% イ 0.23%～0.95%

■NEXTじばさん推進プロジェクト：4,800万円

- 関税引き上げに伴い想定される海外需要の減少に対応するため、地場産業関係団体が実施する需要喚起の取組支援を拡充（**補助：12産地**）
 - ・ **対象経費** 展示会出展、マーケティング調査、新商品開発、人材育成 等
 - ・ **補助上限** 4,000千円/産地
 - ・ **実施見込** 米国への輸出が見込まれる12産地（日本酒、真珠加工、三木金物 等）

■中小企業海外展開総合支援：1,900万円

- 中小企業の海外展開への影響が見込まれることから、海外ビジネス展開への支援を拡充
 - **現地調査等支援（補助：30社）**
 - ・ **実施内容** 海外販路の開拓、生産委託先や調達先の開拓等に必要な経費を支援
 - ・ **対象** 主に初めて海外展開に取り組む者＋既に海外事業を展開している者で販路の多角化に取り組む者 等
 - ・ **対象経費** 渡航費、滞在費、通訳費、調査委託費 等
 - ・ **補助上限** 1,000千円/社（補助率1/2）
 - **海外販路開拓の促進支援（海外展開支援促進員：3人→4人 ※配置場所：ひょうご産業活性化センター）**
 - ・ **実施内容** 輸出企業OB等による、海外販路の開拓を行う企業からの相談対応や、助成金採択企業のフォローアップ体制を強化

■ ものづくり・DX専門家派遣：600万円

- 生産性向上による市場変化への対応力を強化するため、ものづくり支援センターによる専門家派遣を拡充（派遣：400回）

・支援内容

生産性向上	機運醸成※（今回拡充）
①自動化による作業環境の改善 ②DXによるプロセス改革 ③間接業務の改革 など	①環境変化に対する気付きと意識付け ②構造改革提案 ③中長期的な経営目線の啓発

※現行の生産性向上支援と一体的に実施

- ・派遣者 NIRO※に所属するものづくり支援センターのコーディネーター、アドバイザー等による専門家チーム ※NIRO:公益財団法人新産業創造研究機構

■ 価格転嫁円滑化伴走支援：500万円

- 県内製造事業者等が海外の販路拡大・転換に際し、事業活動の持続可能性を高めるため、適切に価格転嫁を行えるよう支援を拡充（派遣：40社）

- ・事業内容 事業者の価格交渉への伴走支援の強化のため、専門家派遣を追加

■ 農林水産物の販路開拓支援（海外展開・国内展開）：600万円

- 米国向け輸出の減退が懸念されることから、米国以外の海外及び国内の販路開拓を支援するため、県内生産者・事業者の展示商談会への出展支援を拡充（補助：25社）

- ・対象 海外販路開拓支援10社、国内販路開拓支援15社

- ・補助率 1/2

産業競争力強化のための理工系人材等の育成

慢性的な理工系人材不足に加え、近年の採用活動の激化により、製造業等の困難な人材確保の状況を踏まえ、対策を実施

■公共職業能力開発施設の機能強化：7,800万円

- 本県の産業競争力の強化を担う若手人材を育成するため、公共職業能力開発施設での職業訓練に必要な機器整備を実施
 - ・ **対 象** 県立ものづくり大学校、県立神戸高等技術専門学院
 - ・ **整備内容** （ものづくり大学校）協働ロボット学習システム、直流アーク溶接機（神戸高等技術専門学院）高度NC旋盤一式

■県立農業大学校・森林大学校への設備導入：2,700万円

- 本県の次代の農林業を担う人材育成の強化を図るため、学習環境の充実、学びの高度化に向けた機器整備を実施
 - ・ **対 象** 県立農業大学校、県立森林大学校
 - ・ **整備内容** （農業大学校）家畜運搬用トラック、作物運搬車 等
（森林大学校）林業用運搬ドローン、写真撮影等実習用ドローン 等



写真撮影等実習用ドローン

■県立学校への産業教育設備導入：10億円

- 慢性的な理工系人材不足に加え近年の採用活動の激化により、企業の人材確保が難しい状況のなか、職業人として必要とされる知識・技術の高度化に対応する中長期的な観点から、理工系人材等の育成を推進するため、各校の状況に応じ、実習室等で使用する**先端教育用備品の整備を先行実施**

- ・ 対 象 県立高等学校職業学科等（延べ46校）
（学科：工業、農業、水産 等）



溶接や旋盤技術などを学ぶ県立尼崎工業高校を訪問（R7.4.22）

（整備内容例）



デジタルスケール付旋盤（工業科）



マシニングセンタ（工業科）



色彩選別機
（農業科）



紫外線流水殺菌装置
（水産科）

国の電気・ガス料金支援に呼応した光熱費高騰影響の緩和

国の電気・ガス利用者への支援(R7.7月～9月分)に呼応し、国支援の対象とならない**LPガス利用業者や特別高圧電力を受電する中小企業等の負担軽減対策(3ヶ月相当)を実施**

※ 5 月中に国の支援単価等が決まり次第、予算の範囲内で県の支援額を決定

■LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減：4.2億円

- 国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、**料金軽減対策を実施**

■特別高圧電力を利用する中小企業等への支援：2.4億円

- 国の高圧電力利用事業者に対する支援に準じ、**特別高圧電力で受電する県内中小企業等への支援を実施**
 - ・ 対 象 特別高圧電力で受電する県内中小企業等

■地場産業等LPガス価格高騰対策：1,900万円

- LPガスの使用料について、本県地場産業の中でも、製造コストに占める割合が特に高い業種の事業者に対して、**LPガス価格高騰に対する支援を実施**
 - ・ 対象業種 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業（淡路瓦、丹波立杭焼等）

物価高騰影響の緩和

■ひょうご家計応援キャンペーン

「はばタンPay+」第4弾の追加：27.8億円



- 米価高騰など、長期化する物価高騰の影響を受ける県民の家計を応援し、個人消費の下支えをするため、はばタンPay+第4弾の**一般枠を拡充し、追加販売**

全国スーパーの
米平均価格



4,268円/5kg (R7.5.5～5.11)

対前年同期 +2,160円

出典：農林水産省HPより

	第4弾 (今回追加分)	(参考) 第4弾	
		一般枠	子育て応援枠
対象者	すべての県民	すべての県民	18歳以下の 子どもがいる全世帯
販売単価	一口6,250円分を 5,000円で販売	一口6,250円分を 5,000円で販売	一口6,250円分を 5,000円で販売
プレミアム率	25%	25%	25%
申込上限	1人あたり2口	1人あたり4口	1世帯あたり2口
申込期間	R7.6月下旬～R7.7月下旬（予定）	R6.11.18～R6.12.13	R7.1.27～R7.2.20
利用期間	R7.8月上旬～R7.10月下旬（予定）	R6.12.24～R7.5.31	R7.3.24～R7.5.31

高校無償化への対応

国の令和7年度予算の修正成立に伴い、高校無償化に関する予算を措置

■高校生等臨時支援金：41.3億円

- 高校生の学びを支えるため、授業料負担軽減のための高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている世帯の高校生等に臨時支援金を支給 ※令和7年度限り
 - ・ **対 象** 年収約910万円以上世帯の高校生等
 - ・ **支給上限** 各学校の授業料に応じ、最大118,800円

■高等学校等学び直し支援金：300万円

- 高校等を中途退学した後、再び学び直す者に対し、就学支援金支給期間(36ヵ月)後、卒業まで最長12ヵ月(定時・通信は24ヵ月)支給する学び直し支援金について、高校生の学びを支えるため、所得制限を受けている世帯の高校生等に支援金を支給
 - ・ **対 象** 年収約910万円以上世帯の高校生等 ※令和7年度限り
 - ・ **支給上限** 各学校の授業料に応じ、最大118,800円

■高校生等奨学給付金：6,300万円

- 授業料以外の教育費負担を軽減するための低所得世帯の生徒に対する給付金について、高校生の学びを支えるため、公立高校（全日制・定時制）に通う **非課税世帯第1子の給付額を第2子以降並みに増額**して支給
 - ・ **支給内容** ①教科書費、教材費、②通信費、③学用品費、④入学学用品費 等
 - ・ **対象世帯、給付額** 非課税世帯（全日制・定時制）第1子、131,500円→143,700円



**Hyogo
Prefecture**

令和 7 年 6 月（定例）

第 371 回 兵庫県議会提出議案関係資料（その 1）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和 7 年度補正予算提案額概計

	頁
1 . 総 括	5
2 . 一 般 会 計 (第 62 号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3 . 部局別予算提案額の内訳	
ア 総 務	1 0
イ 危 機 管 理	1 1
ウ 産 業 労 働	1 2
エ 農 林 水 産	1 3
オ 教 育 委 員 会	1 4

令和 7 年度補正予算提案額概計

1 総 括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同 期対 比
一 般 会 計	歳 入	2,358,157,000	9,241,000	2,367,398,000	101.2
	歳 出	2,358,157,000	9,241,000	2,367,398,000	101.2
	差 引	0	0	0	—
特 別 会 計	歳 入	1,795,343,003	0	1,795,343,003	109.8
	歳 出	1,795,343,003	0	1,795,343,003	109.8
	差 引	0	0	0	—
計	歳 入	4,153,500,003	9,241,000	4,162,741,003	104.7
	歳 出	4,153,500,003	9,241,000	4,162,741,003	104.7
	差 引	0	0	0	—
公営企業会計	歳 入	337,778,401	0	337,778,401	111.7
	歳 出	361,497,990	0	361,497,990	110.5
	差 引	△ 23,719,589	0	△ 23,719,589	—
合 計	歳 入	4,491,278,404	9,241,000	4,500,519,404	105.2
	歳 出	4,514,997,993	9,241,000	4,524,238,993	105.2
	差 引	△ 23,719,589	0	△ 23,719,589	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	74,425,944	1,814,000	1,814,000	0	0	0	76,239,944	114.5
企 画	12,495,757	0	0	0	0	0	12,495,757	135.0
財 務	522,790,998	0	0	0	0	0	522,790,998	111.0
県 民 生 活	7,311,338	0	0	0	0	0	7,311,338	105.4
危 機 管 理	6,898,943	418,000	418,000	0	0	0	7,316,943	221.0
福 祉	389,812,196	0	0	0	0	0	389,812,196	103.2
保 健 医 療	65,039,053	0	0	0	0	0	65,039,053	89.9
産 業 労 働	521,927,784	3,592,000	3,592,000	0	0	0	525,519,784	83.9
農 林 水 産	104,841,273	33,000	33,000	0	0	0	104,874,273	134.5
環 境	4,862,415	0	0	0	0	0	4,862,415	96.4
土 木	126,058,053	0	0	0	0	0	126,058,053	100.0
まちづくり	18,307,072	0	0	0	0	0	18,307,072	111.2
教 育 委 員 会	351,308,450	3,384,000	3,342,000	0	0	42,000	354,692,450	106.1
警 察	144,626,450	0	0	0	0	0	144,626,450	102.4
行政委員会等	7,451,274	0	0	0	0	0	7,451,274	177.5
歳 入 振 替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,358,157,000	9,241,000	9,199,000	0	0	42,000	2,367,398,000	101.2

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、％)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一 般 行 政 経 費	1,784,847,635	8,163,000	8,121,000	0	0	42,000	1,793,010,635	99.0
(1) 人 件 費	462,976,035	0	0	0	0	0	462,976,035	100.4
職 員 給 等	444,936,035	0	0	0	0	0	444,936,035	104.0
退 職 手 当	18,040,000	0	0	0	0	0	18,040,000	53.9
(2) 物 件 費	11,201,654	9,600	9,600	0	0	0	11,211,254	98.3
(3) そ の 他	1,310,669,946	8,153,400	8,111,400	0	0	42,000	1,318,823,346	98.5
II 投 資 的 経 費	198,323,842	1,078,000	1,078,000	0	0	0	199,401,842	107.3
(1) 普通建設事業費	187,661,107	1,078,000	1,078,000	0	0	0	188,739,107	107.9
(イ) 補 助 事 業	100,158,042	0	0	0	0	0	100,158,042	106.1
(ロ) 単 独 事 業	77,161,065	1,078,000	1,078,000	0	0	0	78,239,065	111.1
(ハ) 国直轄負担金	10,342,000	0	0	0	0	0	10,342,000	102.1
(2) 災害復旧事業費	10,662,735	0	0	0	0	0	10,662,735	97.3
(イ) 補 助 事 業	10,662,735	0	0	0	0	0	10,662,735	97.3
(ロ) 単 独 事 業	0	0	0	0	0	0	0	—
(ハ) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公 債 費	277,672,002	0	0	0	0	0	277,672,002	102.7
IV 繰 出 金	97,313,521	0	0	0	0	0	97,313,521	137.2
歳 入 振 替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,358,157,000	9,241,000	9,199,000	0	0	42,000	2,367,398,000	101.2

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	887,000,000	0	887,000,000	108.7
(1) 普 通 税	886,966,000	0	886,966,000	108.7
(2) 目 的 税	34,000	0	34,000	97.1
地 方 譲 与 税	115,840,000	0	115,840,000	110.4
(1) 特別法人事業譲与税	111,200,000	0	111,200,000	110.8
(2) 地方揮発油譲与税	3,443,000	0	3,443,000	102.9
(3) 石油ガス譲与税	96,000	0	96,000	96.0
(4) 自動車重量譲与税	688,000	0	688,000	102.1
(4) 森林環境譲与税	211,000	0	211,000	107.7
(6) 航空機燃料譲与税	202,000	0	202,000	79.5
地 方 特 例 交 付 金	2,750,000	0	2,750,000	16.7
地 方 交 付 税	354,800,000	42,000	354,842,000	101.7
(1) 普 通 交 付 税	350,400,000	42,000	350,442,000	101.7
(2) 特 別 交 付 税	4,400,000	0	4,400,000	104.8
臨 時 財 政 対 策 債	0	0	0	皆減
調 整 債	9,132,000	0	9,132,000	108.8
交通安全対策特別交付金	1,261,000	0	1,261,000	97.6
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一 般 財 源)	1,370,784,000	42,000	1,370,826,000	104.9
分 担 金 及 び 負 担 金	4,263,038	0	4,263,038	101.1
使 用 料 及 び 手 数 料	19,500,023	0	19,500,023	99.3
国 庫 支 出 金	183,146,002	9,199,000	192,345,002	113.2
財 産 収 入	3,314,783	0	3,314,783	137.7
寄 附 金	3,380,057	0	3,380,057	827.6
繰 入 金	103,473,530	0	103,473,530	129.8
諸 収 入	548,945,767	0	548,945,767	84.2
県 債	121,349,800	0	121,349,800	117.4
合 計	2,358,157,000	9,241,000	2,367,398,000	101.2

3 部局別予算提案額の内訳

(総 務 部)

(単位：千円)

事 項	令和7年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
私立学校助成費	32,955,090	1,798,000	1,798,000	0	0	0	1 高校生等臨時支援事業費(私立分) 1,796,000 2 高等学校等学び直し支援事業費 2,000
兵 庫 県 公立大学法人 運営費交付金	11,507,910	16,000	16,000	0	0	0	高校生等臨時支援事業費(県立大学付属学校分) 16,000

(単位：千円)

事 項	令和7年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
産業保安対策費	30,025	418,000	418,000	0	0	0	L P ガス利用者負担軽減事業費補助 418,000

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和7年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
県立職業 訓練校費	377,075	78,000	78,000	0	0	0	公共職業能力開発施設機能強化事業 78,000
中小企業振興 対策費	45,986	2,779,000	2,779,000	0	0	0	ひょうご家計応援キャンペーン事業費 2,779,000
中小企業制度 資金貸付金	503,569,370	400,000	400,000	0	0	0	中小企業経営改善・成長力強化事業費補助 400,000
貿易振興対策費	83,019	19,000	19,000	0	0	0	中小企業海外展開総合支援促進事業費 19,000
工業技術振興費	49,270	5,000	5,000	0	0	0	価格転嫁円滑化伴走支援事業費補助 5,000
産地振興対策費	138,281	67,000	67,000	0	0	0	NEXTじばさん推進プロジェクト事業費 48,000 地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金 19,000
産業振興推進費	1,000,584	238,000	238,000	0	0	0	中小企業等特別高圧電力価格高騰対策 一時支援金 238,000
産業技術対策費	263,267	6,000	6,000	0	0	0	ものづくり・DX専門家派遣事業費 6,000

(単位：千円)

事 項	令和7年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
ひょうごの「食」 ブランド推進費	726,555	6,000	6,000	0	0	0	1 農林水産物海外販路開拓支援事業費 3,000 2 農林水産物国内販路開拓支援事業費 3,000
農 業 大 学 校 維 持 運 営 費	65,263	17,000	17,000	0	0	0	農業大学校機能強化事業 17,000
林業労働対策費	63,960	10,000	10,000	0	0	0	森林大学校機能強化事業 10,000

(教育委員会)

(単位：千円)

事 項	令和7年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
高等学校施設 維持運営費	4,789,409	13,000	13,000	0	0	0	高校生等臨時支援事業事務費（県立分） 13,000
奨学資金 貸与事業費	1,370,268	63,000	21,000	0	0	42,000	奨学のための給付金事業費 63,000
高等学校等 就学助成費	8,534,701	2,308,000	2,308,000	0	0	0	1 高校生等臨時支援事業費（県立分） 1,906,000 2 高校生等臨時支援事業費（市立分） 371,000 3 高校生等臨時支援事業費（高専分） 27,000 4 高校生等臨時支援事業事務費（市立分） 3,000 5 高等学校等学び直し支援事業費 1,000
高校教育推進費	1,997,240	1,000,000	1,000,000	0	0	0	県立学校産業教育設備整備事業費 1,000,000

令和 7 年 6 月（定 例）

第371回兵庫県議会提出議案関係資料（その 2）

（条 例 等 関 係）

兵 庫 県

目 次

総 務 関 係	3
健 康 福 祉 関 係	6
建 設 関 係	12
文 教 関 係	17

第63号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

第1 制定の理由

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、事業主に対し仕事と育児・介護の両立支援制度に関する情報の提供等が義務付けられることを踏まえ、並びに国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件等との均衡を考慮し、仕事と生活の両立支援の拡充のため、所要の措置を講ずる。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できることとされること等に伴い、所要の整備を行う。

第2 制定の概要

1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第21条の2関係）

ア 任命権者は、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならないものとする。

(ア) 仕事と育児との両立に資する制度又は措置等の情報提供

(イ) (ア)の両立支援制度等に係る職員の意向確認

(ウ) 子の心身の状況又は育児に関する職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認

イ 任命権者は、ア(ウ)により意向を確認した場合においては、当該意向に配慮しなければならないものとする。

(2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等（第21条の3関係）

ア 任命権者は、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならないものとする。

(ア) 仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）等の情報提供

(イ) 介護両立支援制度等に係る当該職員の意向確認

イ 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、ア(ア)の事項を知らせなければならないものとする。

(3) 介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備（第21条の

4 関係)

任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置等を講じなければならないものとする。

ア 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

イ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

2 職員の子育て支援に関する条例の一部改正

(1) 育児部分休業の請求が可能な会計年度任用職員（第21条関係）

勤務時間に関する要件を削除する。

項 目	現 行	改正案
育児部分休業の請求が可能な会計年度任用職員（第21条関係）	勤務日の日数及び勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員	勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員

(2) 第1号育児部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内で請求する育児部分休業）の承認の範囲（第22条関係）

勤務時間の始め又は終わり以外についても承認可能とする。

(3) 第2号育児部分休業（1年につき(5)の時間を超えない範囲内で請求する育児部分休業）の承認等（第22条の2関係）

原則として1時間を単位として行うものとする。

(4) 育児部分休業の請求を申し出る1年の期間（第22条の3関係）

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(5) 1年につき請求できる第2号育児部分休業の取得時間の上限（第22条の4関係）

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間とするものとする。

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(6) 育児部分休業の請求の申出の内容を変更することができる特別の事情（第22条の5関係）

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出をした時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容の変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(7) 育児部分休業の承認の取消事由（第22条の6関係）

申出内容の変更をしたときとする。

第3 施行期日

令和7年10月1日

第64号議案 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県防災会議（以下「防災会議」という。）での審議において、様々な分野の有識者からの多様な視点による意見を反映させ、もって防災減災対策を充実させるため、防災会議の委員の定数に係る規定について所要の整備を行う。

2 制定の概要

防災会議の委員の定数を75人以内とする（第2条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

この条例の施行後最初に学識経験のある者等のうちから任命される防災会議の委員の任期は、兵庫県防災会議条例の規定にかかわらず、令和8年12月31日までとする。

第65号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設され、就労選択支援に係る基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業並びに障害福祉サービス事業の設備、運営等に係る基準を条例で定めることとされることに伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

就労選択支援に係る基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業並びに障害福祉サービス事業の設備、運営等に係る基準は、次に掲げるもののほか、基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定める基準を、障害福祉サービス事業にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準をその基準とする（第10条及び第13条関係）。

- (1) 就労選択支援事業者（就労選択支援の事業を行う者をいう。以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供すること。
- (2) 就労選択支援の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であつてはならないこと。
- (3) 事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならないこと。
- (4) 事業者は、その提供するサービスに係る質の評価の結果を公表するよう努めること。
- (5) 事業者は、従業者等の計画的な育成に努めること。
- (6) 事業所の従業者等は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に掲げる虐待行為をしてはならないこと。
- (7) 事業者は、事故の発生防止のための指針を整備する等事故の発生又はその再発を防止するための措置を講ずること。

3 施行期日

令和7年10月1日

第66号議案 不妊症等に関する支援推進条例

第1 制定の理由

- 1 加齢に伴って妊娠するために必要な能力は低くなり、不妊症等となる可能性は高まること及び不妊症等の原因は男女ともにあることが明らかとなっている。そのため、妊娠を希望する者は、早期に不妊症等に係る検診を受けることが望ましい。
- 2 不妊治療が県民にとって身近になる中で、生殖補助医療により出生した子の割合は、増加の傾向にあり、不妊症等に関する支援の必要性が高まっている。
- 3 兵庫県では、これまで、県民一人一人の主体的な心身の健康づくりを推進するとともに、不妊症等に関する知識の普及及び啓発、専門的な知識を有する医師等による相談の実施その他の不妊症等に関する支援を受けられる環境の整備に取り組んできた。
- 4 しかしながら、不妊症等について、必要な情報の提供及び希望する治療を必要に応じて受けられる体制の整備が不十分なこと、不妊症等の治療についての理解が得られないこと等から、不妊症等の治療を断念する者もいる。また、不妊症等の治療は長期間にわたることも多いことから、治療を受ける者の身体的、精神的及び経済的な負担も大きいという課題もあり、これらを解決するための取組の促進が求められている。
- 5 これらの状況を踏まえ、結婚並びに妊娠及び出産における個人の自由な意思並びに多様な家族の在り方を尊重しつつ、地域社会の構成員が各々の役割を自覚し、社会全体で不妊症等に関する支援をより一層推進していくため、この条例を制定する。

第2 制定の概要

1 定義（第1条関係）

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 「不妊症」とは、妊娠を希望し、避妊をしないで性交を反復している男女が、おおむね1年以上妊娠しない状態をいう。
- (2) 「不育症」とは、流産、死産又は生後1週間以内の新生児の死亡を2回以上繰り返す状態をいう。
- (3) 「不妊症等」とは、不妊症及び不育症をいう。
- (4) 「生殖補助医療」とは、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律に規定する生殖補助医療をいう。
- (5) 「プレコンセプションケア」とは、県民が性及び健康に関する知識を持ち、妊娠及び出産の希望を含む自らの将来を考え、健康管理を行うことをいう。

2 基本理念（第2条関係）

- (1) 不妊症等に関する支援は、保健、医療その他の各関連分野における専門的な知見に基づいて、

総合的に取り組むことにより推進されなければならないものとする。

(2) 不妊症等に関する支援は、県民が不妊治療又は不育治療（不育症に係る治療をいう。）（以下「不妊治療等」という。）と就労その他の社会生活とを両立することができ、安心して不妊治療等を受けることができる環境を整備することを目指して推進されなければならないものとする。

(3) 不妊症等に関する支援は、年齢、性別、心身の状態その他県民それぞれが置かれている状況に応じた必要な支援が受けられるよう、県民の意見が十分に尊重されつつ推進されなければならないものとする。

(4) 不妊症等に関する支援は、県、市町、医療関係者、他人を使用して事業を営む者（以下「事業者」という。）、教育関係者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならないものとする。

3 県の役割（第3条関係）

(1) 県は、2に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不妊症等に関する支援を推進するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(2) 県は、地域の特性に応じた不妊症等に関する支援を推進するため、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者と相互に連携を図りながら、不妊症等に関する支援体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市町の役割（第4条関係）

市町は、基本理念にのっとり、県が実施する不妊症等に関する支援を推進するための施策に協力するとともに、その地域の特性に応じた不妊症等に関する支援を推進するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

5 医療関係者の役割（第5条関係）

医療関係者は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する不妊症等に関する支援を推進するための施策に協力し、良質かつ適切な不妊治療等を提供するよう努めるものとする。

6 事業者の役割（第6条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、その従業員が不妊治療等と就労とを両立することができるよう配慮するとともに、職場における不妊症等に関する理解を醸成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 教育関係者の役割（第7条関係）

教育関係者は、基本理念にのっとり、児童、生徒及び学生が性及び健康に関する十分な知識を持ち、並びに食生活、運動、休養等についての健康な生活習慣の確立を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 県民の役割（第8条関係）

県民は、基本理念にのっとり、妊娠、出産及び不妊症等に関する十分な知識を持ち、不妊治療等を受ける者（以下「当事者」という。）又は不妊治療等を受けた者及びこれらの者の家族（以下

「当事者等」という。)に対する理解を深めるよう努めるものとする。

9 不妊治療等の充実（第9条関係）

- (1) 医療関係者は、相互に連携を図り、当事者の心身の状態に応じた不妊治療等の提供に努めるものとする。
- (2) 生殖補助医療の提供を行う医療機関は、不妊治療等において先進的な医療（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第2各号又は第3各号に掲げる先進医療のうち、不妊治療等に係るものをいう。）を提供する体制の充実に努めるものとする。
- (3) 県は、県民が安心して不妊治療等を受けられる環境づくりを推進するため、不妊治療等の実態を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

10 プレコンセプションケアの推進（第10条関係）

県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者は、妊娠、出産及び不妊症等に関する知識並びに当事者等に関する理解を県民が深めることができるよう、相互に連携し、プレコンセプションケアの推進に努めるとともに、その推進を図るために必要な環境の整備に努めるものとする。

11 定期健診等の推進（第11条関係）

県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者は、定期的な健康診断及び不妊症等に係る検診（以下「定期健診等」という。）の必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、県民が定期健診等を受けやすい環境の整備に努めるものとする。

12 その他不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進のための措置（第12条関係）

県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者その他の関係者は、不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

13 相談機能の強化（第13条関係）

- (1) 県は、県民に対して県、市町その他の関係機関が設置する不妊症等に関する相談窓口を周知するとともに、不妊症等に関する相談機能の強化を図るものとする。
- (2) 県、市町及び事業者は、当事者等だけでなく、当事者等以外の者が当事者等に対する支援等に関して相談することができる体制を整備するよう努めるものとする。
- (3) 医療関係者は、不妊症等に関する相談に適切に対応するものとする。
- (4) 県、市町、医療関係者及び事業者は、不妊症等に関する相談に係る個人情報適正に取り扱うとともに、プライバシーの保護に十分に配慮するものとする。

14 不妊治療等と就労の両立（第14条関係）

- (1) 県は、事業者に対し、不妊治療等を受けながら就労の継続を図るための知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行うことにより、不妊治療等と就労との両立の推進に取り組むものとする。
- (2) 事業者は、その従業員が不妊治療等と就労を両立できるよう、柔軟な働き方の推進その他の

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

15 その他不妊症等に関する支援に係る環境を整備するための措置（第15条関係）

県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者は、不妊症等に関する支援に係る環境を整備するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

16 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定（第16条関係）

県は、不妊症等に関する支援に係る施策の計画的な推進を図るため、次に掲げる県が定める計画において必要な事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策推進法に規定する都道府県行動計画

(2) こども基本法に規定する都道府県こども計画

(3) 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の規定により政府が定める成育医療等基本方針に基づき策定する計画

17 行財政上の措置等（第17条関係）

県は、不妊症等に関する支援を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

18 補則（第18条関係）

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第3 施行期日

令和7年7月1日

建設関係

第70号議案 二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）請負契約の変更

第367回兵庫県議会において議決のあった、第98号議案 二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
608,410,000円	776,202,900円	167,792,900円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
55,310,000円	70,563,900円	15,253,900円

3 契約の相手方

兵庫県西宮市高松町20番21号

株式会社松田組

代表取締役社長 松田 好生

4 変更の理由

「令和6年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和6年2月22日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第71号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）^{しんもろよせ}

建設工事請負契約の変更

第369回兵庫県議会において議決のあった、第146号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）^{しんもろよせ} 建設工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）^{しんもろよせ} 建設工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
7,312,108,100円	8,481,004,400円	1,168,896,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
664,737,100円	771,000,400円	106,263,300円

3 契約の相手方

神戸市中央区下山手通3丁目12番1号

大成・ノバック・窪田^{たいせい}特別共同企業体^{くぼた}

（代表者）

大成建設株式会社神戸支店^{たいせいけんせつ}

支店長 櫻井 信一^{さくらい しんいち}

（構成員）

・株式会社ノバック

代表取締役社長 立花 充^{たちばな みつる}

・窪田工業株式会社^{くぼたこうぎょう}

代表取締役 窪田 昌実^{くぼた まさみ}

4 変更の理由

新諸寄第2トンネルの西側坑口付近では、当初計画で想定していなかった断層破碎帯と呼ばれる脆弱な層や粘土状の層が確認された。地山掘削時の安全性を確保するため、補助工法を追加したことから、現契約額では、掘削の一部と覆工コンクリートの半分为完了しない。

掘削済みの西側坑口付近では、掘削後に発生する変位が通常部と比較して著しく大きくなっており、長期間、現状のまま存置すると掘削済部分が崩壊する可能性があるため、契約金額を増額し、早期に掘削や覆工コンクリートを完成させ、トンネルの安全性を確保する。

第72号議案 県営尼崎西昆陽住宅第2期建築工事請負契約の締結

県営尼崎西昆陽住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営尼崎西昆陽住宅第2期建築工事

2 契約金額

1,283,700,000円

3 契約の相手方

神戸市兵庫区水木通4丁目1番1号

岡工務店・和以貴建設特別共同企業体

(代表者)

株式会社岡工務店

代表取締役 岡 榮治

(構成員)

和以貴建設株式会社

代表取締役 来住 周亮

4 工事の概要

(1) 施工場所

尼崎市西昆陽一丁目24

(2) 工事内容

ア 住棟

鉄筋コンクリート造 8階建 1棟 延べ面積3,278.06㎡

イ 自転車置場

軽量鉄骨造 平家建 1棟 延べ面積62.12㎡

(3) 工期

令和9年7月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

1者

(3) 最低入札金額

1,283,700,000円

(4) 最高入札金額

1,283,700,000円

第73号議案 県営宝塚山本住宅第5期建築工事請負契約の締結

県営宝塚山本住宅第5期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営宝塚山本住宅第5期建築工事

2 契約金額

924,000,000円

3 契約の相手方

尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号

宮崎建設株式会社

代表取締役社長 宮崎 健一

4 工事の概要

(1) 施工場所

宝塚市山本丸橋二丁目29番2

(2) 工事内容

ア 住棟

鉄筋コンクリート造 7階建 1棟 延べ面積2,637.54㎡

イ 自転車置場

軽量鉄骨造 平家建 4棟 延べ面積83.79㎡

ウ ゴミ置場

コンクリートブロック造 平家建 1棟 延べ面積6.00㎡

(3) 工期

令和9年8月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

924,000,000円

(4) 最高入札金額

1,276,000,000円

第74号議案 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備 工事請負契約の締結

兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

- 1 工事名
兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事
- 2 契約金額
685,300,000円
- 3 契約の相手方
姫路市^{さんざえもんぼりひがし}三左衛門堀^{まち}東の町14
テラマエ・片岡^{かたおか}特別共同企業体
（代表者）
テラマエ設備工業株式会社
代表取締役社長 田中^{たなか} 清徳^{きよのり}
（構成員）
片岡工業^{かたおかこうぎょう}株式会社
代表取締役社長 片岡^{かたおか} 輝嘉^{てるよし}
- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所
豊岡市^{このかいちかみのちょう}九日市上町700番1外
 - (2) 工事内容
機械設備（空気調和、換気、衛生設備外）工事
西側敷地
ア 本館棟
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 延べ面積7,843.52㎡
イ 寄宿舍棟
鉄筋コンクリート造 平家建 延べ面積550.74㎡
ウ 屋外附帯工事
附帯設備工事（給水設備、排水設備、ガス設備外）
東側敷地
ア 屋外便所棟
鉄筋コンクリート造 平家建 延べ面積13.32㎡
イ 屋外附帯工事
附帯設備工事（給水設備、排水設備外）
 - (3) 工期
令和8年12月25日限り
- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式
公募型一般競争入札（価格競争方式）
 - (2) 入札参加者数
1者
 - (3) 最低入札金額
685,300,000円
 - (4) 最高入札金額
685,300,000円

第67号議案 兵庫県公立大学法人定款の一部変更

兵庫県立大学新長田ブランチの兵庫県公立大学法人に対する出資に伴う資産の増等を反映させるため、定款の一部を変更しようとする。

1 変更の概要

- (1) 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、年度計画が廃止されたことから、年度計画に関する記載項目を削除する。
- (2) 兵庫県立大学新長田ブランチとして使用させるため、土地1件、建物1件について法人に出資を行う。

2 施行期日

主務大臣の認可の日

第68号議案 兵庫県公立大学法人に対する出資

兵庫県公立大学法人に対し次のとおり出資する。

1 出資する財産

(1) 土地

所在地	面積（㎡）	評価額（円）	備考
神戸市長田区腕塚町5丁目 5番1	2,384.23	100,150,000	※敷地権の割合 1,040,487分の123,291

(2) 建物

名称	所在地	延床面積（㎡）	評価額（円）	備考
新長田ブランチ	神戸市長田区腕塚町 5丁目5番地1	1,232.91	635,910,000	新長田キャンパスプラザ 5階部分

2 施行期日

主務大臣の認可の日

第69号議案 県立学校電子黒板一式の取得

県立学校電子黒板一式を次のとおり取得しようとする。

1 取得しようとする物件

県立学校電子黒板一式

2 取得予定価格

237,423,780円

3 設置場所

兵庫県立視覚特別支援学校外26箇所

4 取得の相手方

神戸市中央区海岸通11番

西日本電信電話株式会社兵庫支店

支店長 樋口 浩子

5 取得物件の概要

(1) 物件内容及び仕様

物件台数：1,089台

画面サイズ：65型ワイド

タッチパネル

ネットワーク接続（有線・無線）

内蔵カメラ・マイク（オンライン会議可）

画面書込

タブレット画面の無線投影

カラーユニバーサルデザイン

(2) 納入期限

令和7年9月30日（火）

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 7 1 回 定 例 会)

月 日 区 分 順 序		1	2	3	4	5
第 1 日 6 月 6 日 (金)	代 表 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	
第 2 日 6 月 9 日 (月)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(自 民 党)

※ 一般質問については試案

議員定数等調査特別委員会の設置に係る基本方針

1 設置の目的

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、調査検討する。

2 委員会の性格

地方自治法第 109 条の規定に基づく特別委員会とする。

3 委員会の名称

議員定数等調査特別委員会

4 委員会の構成

(1) 委員会の定数は、12 名とする。

(2) 委員及び委員外議員の取扱い

① 委員は所属議員数が 6 名以上の交渉会派から選出する。

なお、委員定数の会派別配分は、各会派の所属議員数に応じて按分する。

② 所属議員数が 6 名未満の少数会派については、委員外議員として委員会に出席する。

5 付議事件

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する調査

6 委員会の設置期間

令和 7 年 6 月定例会会期中の設置日から調査終了までとする。

7 その他

議会閉会中も継続して調査できるものとする。

議会運営委員会委員等予定者一覧

令和7年5月27日

会 派 名	委 員 数	議 員 氏 名
自 由 民 主 党	(人) 6	富 山 恵 二 北 野 実 吉 岡 た け し 谷 口 俊 介 奥 谷 謙 一 浜 田 知 昭
維 新 の 会	3	飯 島 義 雄 佐 藤 良 憲 門 隆 志
公 明 党	2	小 泉 弘 喜 越 田 浩 矢
ひ ょ う ご 県 民 連 合	1	上 野 英 一

計 1 2 人

委員外議員

躍 動 の 会	(人) 1	増 山 誠
日 本 共 産 党	1	庄 本 え つ こ

常 任 委 員 会 委 員 会 派 別 名 簿 (予定)

(令和7年5月)

区 分 (定数)	総 務 (13)	健 康 福 祉 (13)	産 業 労 働 (12)	農 政 環 境 (12)	建 設 (12)	文 教 (12)	警 察 (12)
自由民主党	◎風 早 ひさお 松 井 重 樹 伊 藤 傑 長 岡 壯 壽 浜 田 知 昭 山 本 敏 信	○前 井 ま き 北 浜 みどり 大 前 はるよ 内 藤 兵 衛 石 川 憲 幸	北 口 寛 人 山 口 晋 平 谷 口 俊 介 ○松 本 裕 一 藤 田 孝 夫	太 田 やすみ ◎長 瀬 たけし 村 岡 真夕子 水 田 裕一郎 橘 秀太郎	◎富 山 恵 二 岡 つよし 大 豊 康 臣 白 井 かずや 吉 岡 たけし	○大 上 和 則 北 野 実 藤 本 百 男 原 テツアキ 北 川 泰 寿	戸井田 ゆうけ 奥 谷 謙 一 伊 藤 栄 介 松 本 隆 弘 黒 川 治
維新の会	中 村 大 輔 ○さかた たかのり 斉 藤 なほひろ	脇 田 のりかず 飯 島 義 雄 ◎門 隆 志	別 府 けんいち 大 矢 卓 志	大 原 隼 人 北 村 智	長 崎 寛 親 高 橋 みひろ	なかい 隆 晃 ◎青 山 暁 住 本 陽 子	鏑 木 良 子 ○赤 石 まさお 佐 藤 良 憲
公 明 党	松 尾 智 美 越 田 浩 矢	大 塚 公 彦 岸 本 かずお	伊 藤 勝 正	○里 見 孝 枝 島 山 清 史	○菅 雄 史 小 泉 弘 喜	麻 田 寿 美 天 野 文 夫	◎竹 尾 ともえ 谷 井 いさお
ひょうご 県民連合	上 野 英 一	橋 本 成 年	◎中 田 英 一 北 上 あきひと	黒 田 一 美	前 田 ともき	迎 山 志 保	小 西 ひろのり
躍動の会	増 山 誠		岸 口 みのる				白 井 たかひろ
日本共産党					庄 本 えつこ	久保田 けんじ	
無 所 属		丸 尾 ま き		石 井 秀 武	小 林 昌 彦		

(注1) ◎委員長 ○副委員長

(注2) 健康福祉、産業労働、農政環境常任委員会は欠員各1名

議 席 表

75	76	77	78	79	80		
石井秀武	岸口みのる	高橋みつひろ	飯島義雄	佐藤良憲	門隆志		
49	50	51	52	53	54	55	56
丸尾まさ	増山誠	大原隼人	長崎寛親	脇田のりかず	北村智	住本陽子	斉藤なおひろ
23	24	25	26	27	28	29	30
小林昌彦	庄本えつこ	白井たかひろ	さかたたかのり	赤石まさお	なかい隆晃	大矢卓志	青山暁
1	2	3	4	5	6		
	久保田けんじ	別府けんいち	中村大輔	鏑木良子	橋本成年		

57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
北上あきひと	迎山志保	上野英一	島山清史	越田浩矢	伊藤勝正	岸本かずなお	白井かずや	橋秀太郎	吉岡たけし
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
黒田一美	小西ひろのり	天野文夫	谷井いさお	里見孝枝	小泉弘喜	村岡真夕子	大豊康臣	松井重樹	北口寛人
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
中田英一	前田ともき	大塚公彦	松尾智美	菅雄史	麻田寿美	竹尾ともえ	太田やすふみ	前井まき	大上和則

		81		82		83		84		85		86			
		浜田知昭		内藤兵衛		藤田孝夫		北川泰寿		石川憲幸		山本敏信			
67		68		69		70		71		72		73		74	
谷口俊介		奥谷謙一		松本裕一		伊藤栄介		原テツアキ		松本隆弘		長岡壯壽		黒川治	
41		42		43		44		45		46		47		48	
水田裕一郎		北浜みどり		北野実		大前はるよ		山口晋平		伊藤傑		藤本百男			
17		18		19		20		21		22					
風早ひさお		長瀬たけし		富山恵二		戸井田ゆうすけ		岡つよし							

	演壇
--	----

演壇

議長	局長
----	----